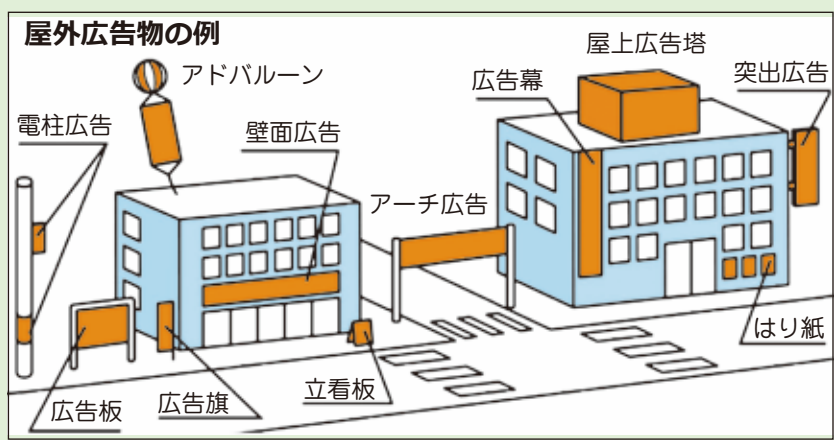


# 屋外広告物 Q & A

## Q1 屋外広告物って、なに？

**A** 屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもの」で、商業広告以外に、事務所・営業所名の表示や各種行事・催物の案内なども含まれます。



次のようなものは、**屋外広告物ではありません。**

- ・街頭で配布されるチラシ
- ・駅構内等の特定の人を対象とするもの
- ・窓ガラス等の内側から貼られたもの
- ・音響による広告

## Q2 屋外広告物を出すためには、何か手続きがいるの？

**A** 屋外広告物の掲出には、原則として市の許可が必要です。その際、掲出する広告物の表示面積に応じて許可申請手数料が必要となります。なお、場合によっては許可不要となりますので、詳細はお問合せください。

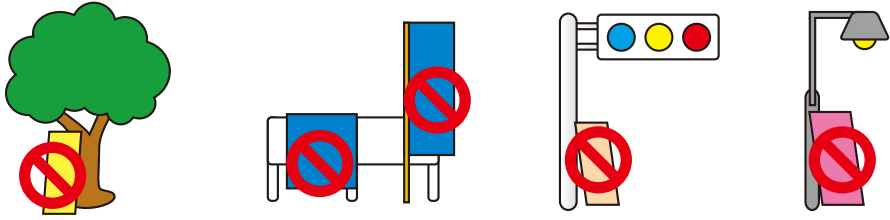
### ■ 許可の要・不要の基本的な考え方

<b>自家用広告物</b> 自己の敷地内に設置し、自己の名称・事業等を表示するもの	敷地内での表示面積合計が7㎡以内		掲出：可 許可申請：不要
	敷地内での表示面積合計が7㎡を超える	掲出できる場所・内容を確認 <b>Q3</b> <b>Q4</b>	掲出：可 <b>Q5</b> 許可申請：要 <b>Q5</b>
<b>非自家用広告物</b> 自家用広告物でないもの	掲出できる場所・内容を確認 <b>Q3</b> <b>Q4</b>		掲出：可 <b>Q5</b> 許可申請：要 <b>Q5</b>



# Q3 屋外広告物は、どこにでも出せるの？

**A** 主に次のようなところには、屋外広告物を掲出することが禁止・制限されます。

<b>禁止区域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第一種低層住居専用地域 ●重要文化財や史跡等に指定された地域</li> <li>●古墳及び墓地 ●官公署、学校、図書館、博物館、記念塔の敷地 など</li> </ul>
<b>禁止物件</b>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>●街路樹とその支柱 ●道路上の柵 ●信号機 ●街灯 など</li> </ul>
<b>表示方法の制限</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電柱などには、貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等を掲出できません。</li> <li>●次のようなところには、非自家用広告物を掲出できません。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>名神高速道路、国道171号・170号、府道大阪高槻線から500m未満の区域              新幹線、JR、阪急沿線から500m未満の区域</p> <p>※掲出する場所の用途地域により、制限は異なります。</p> </div>

※その他のより詳しい内容は、「屋外広告物のてびき」を参照してください。

# Q4 大きさやデザインの制限はあるの？

**A** 屋外広告物には次の大きさに関する許可基準があります。また、デザインについては、「屋外広告物ガイドライン」に沿って計画してください。

<b>屋上広告物</b>	たて	建物の高さの2 / 3 以内
	よこ	建物の幅の範囲内
<b>壁面広告物</b>	たて	建物の高さの範囲内
	よこ	建物の幅の範囲内

※ Q 3 で示す表示方法の制限の区域内に掲出する場合は、別途基準があります。

配慮基準・参考事例をもとに、  
 良好な景観形成に配慮した  
 屋外広告物を計画してください。

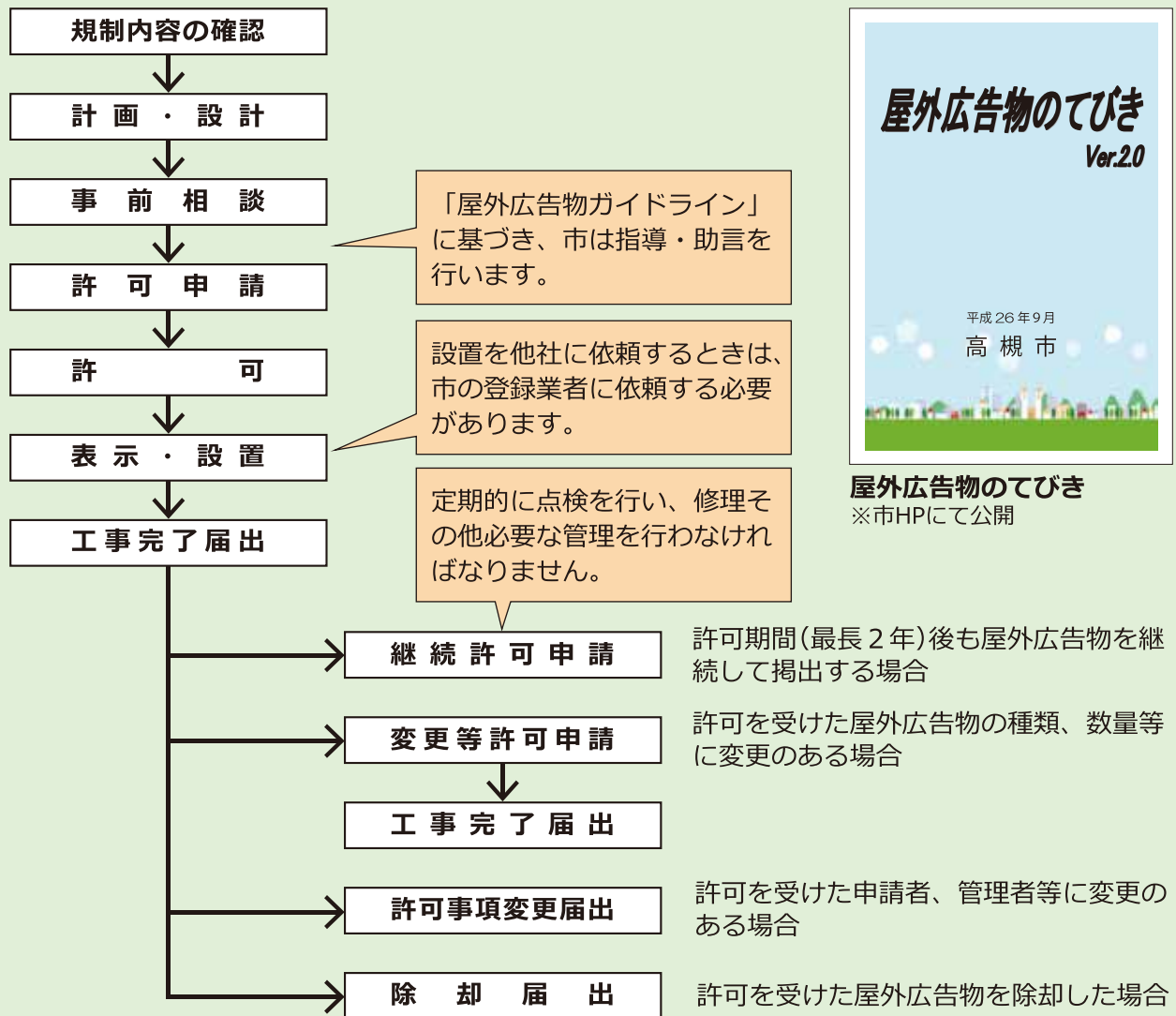


屋外広告物ガイドライン  
 ※市HPにて公開



# Q5 許可を受けるにはどうすればいいの？

**A** 次のフローに沿って手続きをしてください。(詳しくは「屋外広告物のてびき」を参照)



屋外広告物のてびき  
※市HPにて公開

## 適用除外広告物について

次のような屋外広告物は、社会生活を営む上で必要性の高いものとして、一部の規制が対象外となります。

広告物の種類	対象外となる規制
①他の法令の規定により表示・設置するもの	禁止区域、禁止物件、許可、表示方法の制限
②自家用広告物で、敷地内での表示面積合計が7㎡以内の場合	禁止区域、許可、表示方法の制限
③自己の管理する土地や物件に管理上の必要で表示し、表示面積7㎡以内かつ地上からの高さが5m以内のもの	禁止区域、許可、表示方法の制限



## Q6 違反して屋外広告物を出したら どうなるの？

**A** 違反した場合は、罰則や除却等の必要な措置を命じることがあります。

### 罰 則

違反した場合には、1年以下の懲役や50万円以下の罰金に処せられることがあります。

### 両罰規定

違反行為を行った者だけでなく、雇用主や掲出を指示した者に対しても罰則の規定が適用されます。



違反広告物の例

## Q7 資料が欲しい！

**A** 紹介した資料や申請書等の各種資料は、窓口で配布しているほか、高槻市のホームページに掲載していますので、ご活用下さい。

高槻市 屋外広告物

検索

屋外広告物が無秩序に氾濫すると、まちの景観や安全が損なわれ、適正な管理がされなければ、落下等により、人的危害が伴う大きな事故につながります。

高槻市では、良好な景観の形成と風致の維持、公衆に対する危害防止のため、高槻市屋外広告物条例を定め、屋外広告物に関する規制や指導を行っています。

高槻市 都市創造部 都市づくり推進課

〒569-0067 高槻市桃園町2番1号

TEL : 072-674-7552 FAX:072-661-7008

E-mail : toshiduk-82@city.takatsuki.osaka.jp

発行 平成27年3月